

# 青少年健全育成条例改正案

## ■ 県政参画電子アンケート (1/20~27)

設問	賛成・やや賛成	反対・やや反対
青少年に対して、闇バイト・オンラインカジノ等犯罪に引き込むインターネット・SNS上の広告や投稿の閲覧・視聴を制限	91.3%	8.0%
オンラインカジノの客としての利用は賭博にあたり、青少年をオンラインカジノに勧誘する行為を禁止	95.8%	3.5%
青少年の顔写真等を使って生成AIにより作成された性的な画像は、児童ポルノと同様のものであり、これを作成し、他人に提供し、又はインターネット上に掲載する行為を禁止	93.5%	4.8%
オンラインカジノ、生成AIにより作成された児童ポルノ等の禁止に違反した場合に罰金などの罰則を科す	92.8%	4.5%
県公式サイトに情報の出所を第三者機関認証で証明する機能(オリジネーター・プロフィール技術)を実装する取組	96.5%	1.3%



**いずれも  
9割以上  
が賛成**

## ■ 有識者の意見聴取

県青少年問題協議会(1/10、2/4(予定))、県児童福祉審議会(1/20)において、教育、青少年育成、司法、人権、児童福祉の各分野の委員から、条例改正の方向性について意見を聴取

【主な意見】・禁止や罰金といった**決まりごと**も必要

- ・SNSの**年齢による一律の使用制限**には慎重になるべき
- ・SNS利用は低年齢化しており、**子どもたちへの教育や、保護者の意識の向上**が急務
- ・**シグナルやテレグラム**というキーワードを子どもたちが知っていれば、いざという時に危険に気づけるのでは

## ■ 国へ要望 (1/21こども家庭庁 友納政務官)

- 子どもたちの犯罪被害を未然に防ぐため、青少年インターネット環境整備法において必要な措置を事業者に義務付ける等、国の責任において実効的な対策を講じること。
- SNSやデジタル技術を使った被害から子どもたちを守るために本県が行う対策を支援すること。

# 青少年健全育成条例改正案

## ■ 条例改正案のポイント（2月議会に提案） 現行条例を基に解釈明確化等で青少年を守る

- 条例の定義規定において、「賭博」、「児童ポルノ」の定義を明確化し、オンラインカジノや実在する青少年の顔から生成した児童ポルノを含むことを規定
- 青少年の個人としての尊厳が重んぜられることを妨げられないよう、青少年にSNSの適切な利用方法を習得させることを保護者、学校関係者等の努力義務として規定
- AIにより青少年の顔画像を加工して作成された児童の性的画像も規制対象の児童ポルノであると確認的に規定し、その作成・提供を禁止<新設>（県内の青少年の児童ポルノ等を県外で作成・提供することも禁止<新設>）
- オンラインカジノが賭博に当たると確認的に規定し、青少年にオンラインカジノを利用する機会を与える行為を禁止<新設>
- 青少年に、暴行、窃盗、強盗、詐欺などの犯罪を行う機会をインターネットにより与える行為を禁止<新設>
- フィルタリングソフトウェアを利用して閲覧を防止すべき情報の対象に闇バイト、オンラインカジノが含まれることを明確化し、青少年のこうした有害情報の閲覧等を防止
- 青少年が使うスマートフォンの契約を行うとき等に、シグナル・テレグラムなど犯罪の連絡手段として使われることがあるアプリの制限方法の説明を事業者にも義務付け
- 県は、青少年とその保護者からの相談に対応するための体制を整備し、関係者に必要な周知・啓発を行う<新設>

被害の未然防止のため、できることから早急に措置（新設の制限となる規定の罰則は6月議会以降）